番号	8
事業名	①養育費の取り決めに関する公正証書等作成促進補助金 ②養育費保証契約促進補助金
予算額	①　350 千円　（補助金 300 千円（3 万円×10 名）・印刷製本費 50 千円） ②　500 千円　（補助金 500 千円（5 万円×10 名））
特定財源	―
事業の概要	ひとり親家庭の親が子どもを監護・教育するために必要な養育費について、その履行確保の促進を目的として、以下の２件の補助制度を創設する。 ①　養育費の取り決めに関する公正証書等作成促進補助金 市内在住の養育費の対象児童を扶養しているひとり親を対象に、養育費の取り決めに要する経費のうち、公正証書の作成や調停の申し立てなど債務名義の取得にかかる費用を補助する。 ●補助対象経費 公正証書の作成に係る手数料、家庭裁判所の調停または裁判に要する収入印紙代、手続き用の郵便切手代、戸籍謄本取得手数料 ●補助金額・・・上限３万円 （参考:養育費が月 10 万円の場合でも公正証書の作成に係る手数料は 23,000 円であることから通常は全額補助となる。） ②　養育費保証契約促進補助金 市内在住の養育費の対象児童を扶養し、かつ債務名義を取得しているひとり親を対象に、保証会社との養育費保証契約にかかる保証料を補助する。 ●補助対象経費 保証会社との養育費保証契約の締結に係る費用のうち初回の保証料相当額 ●補助金額・・・上限５万円 （参考：初回の保証料は月額養育費の１ケ月分としている保証会社が大半であり、松阪市内のひとり親の方の養育費の受け取り状況は概算で月平均約 36,000 円であることから、大部分の方は全額補助となる。）
事業の背景など	民法では養育費の費用分担、また、母子及び父子並びに寡婦福祉法では扶養義務の履行についての規定はあるが、実際は、離婚の際に養育費の取り決めを行わない、または、取り決めが行われていても別居親の事情の変更により支払いがなされていないケースが少なからず存在している。
目的・効果など	当該補助事業の実施により、ひとり親家庭の養育費の履行確保等が図られるとともに、子どもを監護・教育するために必要である養育費について、親には強い支払義務があることを当事者や社会が認識する契機となる。 なお三重県下各市の中で当該補助事業を実施するのは松阪市が最初となる。
事業スケジュール	R3.４月　事業開始
担当課	健康福祉部　こども局　こども支援課　電話 53-4198